令和７年度

居宅介護（予防）支援事業
集団指導

運営指導における指摘事項等について

長寿社会部指導監査課

目次

1	指導と監査について	P 3
2	指導の分類	P 4
3	運営指導における指摘事項等について	P 5
4	介護報酬の減算について	P26

1　指導と監査について

居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者の適正な運営確保のために行う支援を基本とし、介護給付等対象サービスに関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、運営指導及び集団指導を実施しております。

区分	内容	実施時期
運営指導※	法第23条に基づき、介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地にて行う	実施計画に基づき実施
集団指導	正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目標としており、介護保険施設等に対し情報のインプットを図る	
監査	人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合に法第76条等に基づき、報告、帳簿書類等の物件の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認する	必要に応じて実施

※令和４年度から、名称が「実地指導」から「運営指導」に変更になりました

2　指導の分類

運営指導の指導の分類については、次のとおりです。
助言は口頭指導のみで、結果通知に内容の記載はありません。

分類	内容	改善報告の有無
指摘事項	原則として関係法令及び関係通知等に著しく逸脱している場合（軽微な事案を除く）	有
注意事項	関係法令又はその他の通知等に沿っていないが改善中の場合や特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な事案であると判断する場合等	無
助言	基準条例や関係法令等の違反ではないが、今後の事業の健全な運営に資すると考えられる場合	無

3　運営指導における指摘事項等について

人員基準及び運営基準については、指導した件数が多いものを中心に記載しております。

※サービス名称は次のとおり省略します

居宅介護支援 ➡ [居宅]

介護予防支援 ➡ [予防]

人員基準 ［従業者の人員］

事業所の状況［居宅］

利用者の数に対し、介護支援専門員の人員が足りていない。

指 導 内 容

要介護の利用者の数４４人に対して１人を基準とし、利用者の数が４４人又はその端数を増すごとに増員してください。

▶利用者の数

◎指定介護予防支援を行う場合は、要支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数

◎ケアプランデータ連携システムを活用し、事務員を配置する場合は、４９人

▶増員

◎増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることも可

人員基準 ［管理者に係る経過措置］

注意してください［居宅・予防］

居宅介護支援及び指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の管理者は、主任介護支援専門員でなければなりません。

▶経過措置

令和３年３月 ３１日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者であって、当該管理者が管理者を継続する場合に限り、令和９年３月３１日まで経過措置あり

▶やむを得ない理由がある場合

主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、保険者に届出をし、認められた場合について、１年間管理者を介護支援専門員とする取り扱いが可能

運営基準　[内容及び手続の説明及び同意]

事業所の状況［居宅・予防］

重要事項説明書について、未記載（誤記載）事項があった。

指 導 内 容

未記載（誤記載）がありましたので、改善してください。

※重要事項説明書と運営規程の整合性の点検を定期的に実施するよう検討してください。

▶未記載の事項

・身体拘束の禁止　・虐待の防止のための措置に関する事項

▶誤記載の事項

・苦情処理の体制（苦情窓口）・利用料　・営業日　・営業時間

事業所の重要事項説明書に次の事項は規定されていますか。

☑チェックしてみてください

［居宅］

□運営規程の概要　※詳細は１６ページ
□指定居宅介護支援の提供方法
□介護支援専門員の勤務体制
□秘密の保持
□事故発生時の対応
□苦情処理の体制（事業所苦情解決責任者、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情窓口を記載）
□利用料
□身体拘束の禁止　【※伊勢崎市は必須事項】
□虐待の防止のための措置に関する事項
□その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

➡漏れている事項があれば改善してください

※令和７年４月１日からウエブサイトへの掲載が義務化されています

［予防］

□運営規程の概要　※詳細は１７ページ
□介護予防支援の提供方法
□担当職員の勤務体制
□秘密の保持
□事故発生時の対応
□苦情処理の体制（事業所苦情解決責任者、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情窓口を記載）
□利用料
□身体拘束の禁止　【※伊勢崎市は必須事項】
□虐待の防止のための措置に関する事項
□その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

➡漏れている事項があれば改善してください

※令和７年４月１日からウエブサイトへの掲載が義務化されています

運営基準 ［指定居宅介護支援の基本取扱方針］

事業所の状況［居宅］

指定居宅介護支援の質の評価を行っていない。

指 導 内 容

指定居宅介護支援の質の評価を行っていませんので、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ってください。

▶実施例

◎職員提案の活用　◎職員の自己評価　◎職員へのアンケート

◎第三者評価　◎ISO認証取得　◎家族へのアンケート　等

運営基準基準
[居宅介護（予防）支援の具体的取扱方針]

事業所の状況［居宅・予防］

モニタリングでの面会者や実施場所等の記録が不十分、または記録が一部確認できない。

指 導 内 容

モニタリングについては、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接したことを、支援経過に適切に記録してください。

▶経過記録への記載事項

◎利用者やその家族の意向・満足度等
◎目標の達成度
◎事業者との調整内容
◎居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の変更の必要性等

【参考】
モニタリングの実施は、特段の事情がない限り次に定めるところにより行わなければなりません。

	居宅介護支援	介護予防支援
面接の頻度	月１回以上	３月に１回以上
面接の方法	①利用者の居宅を訪問 ②２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用	①利用者の居宅を訪問 ②少なくとも２期間※に１回利用者の居宅を訪問して面接を行い、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用
テレビ電話装置等の活用条件※※	次ページのとおり	次ページのとおり
その他	ー	サービス評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者に面接する
利用者の居宅を訪問しない月	テレビ電話装置等を活用	介護予防通所リハへの訪問による面接や電話等で利用者に連絡
記録	少なくとも月１回	少なくとも月１回

※「期間」

サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間。

※※テレビ電話装置の活用条件

①テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

・利用者の心身の状況が安定していること。
・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。（家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。）
・介護支援専門員が テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

運営基準　[運営規程]

事業所の状況［居宅・予防］

運営規程について、未記載（誤記載）事項があった。

指 導 内 容

未記載（誤記載）がありましたので、改善してください。

※重要事項説明書と運営規程の整合性の点検を定期的に実施するよう検討してください。

▶未記載の事項

・身体拘束の禁止　・虐待の防止のための措置に関する事項

▶誤記載の事項

・営業時間　・職員の員数

事業所の運営規程に次の事項は規定されていますか。
☑チェックしてみてください

［居宅］

□事業の目的及び運営の方針
□営業日及び営業時間
□指定居宅介護支援の内容
□通常の事業の実施地域
□職員の職種、員数及び職務内容
□指定居宅介護支援の提供方法及び利用料その他の費用の額
□身体拘束の禁止　【※伊勢崎市は必須事項】
□虐待の防止の措置に関する事項
□その他の運営に係る重要事項

➡漏れている事項があれば改善してください
運営規程の変更は介護保険課への届出が必要になります

［予防］

□事業の目的及び運営の方針
□職員の職種、員数及び職務内容
□営業日及び営業時間
□介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
□通常の事業の実施地域
□身体拘束の禁止　【※伊勢崎市は必須事項】
□虐待の防止の措置に関する事項
□その他の運営に係る重要事項

➡漏れている事項があれば改善してください
運営規程の変更は介護保険課への届出が必要になります

運営基準 ［業務継続計画の策定等］

事業所の状況［居宅・予防］

感染症の業務継続計画に係る訓練と感染症の予防及びまん延防止のための訓練を同日に一体化に実施しているが、業務継続計画（感染症）としての記録が明確でなかった。

指 導 内 容

感染症の業務継続計画に係る研修並びに訓練と感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を一体的に実施している場合は、一体的に実施していることがわかるように記録してください。

▶事業者は、作成した業務継続計画に従い、従業員に必要な訓練及び研修を定期的に実施しなければなりません。研修及び訓練の実施内容を明確に記録してください。

運営基準 ［業務継続計画の策定等］

▶研修の内容

感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行う。定期的（年１回以上）に実施し、実施内容についても記録する。

▶訓練（シミュレーション）

感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施する。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせる。

※感染症の業務継続計画に係る研修並びに訓練と感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を一体的に実施することも差し支えありません。

運営基準

[感染症の予防及びまん延の防止のための措置]

事業所の状況［居宅・予防］

委員会、研修及び訓練を同日に実施したことにより、委員会の議事録に全ての内容を記載しているが、各々の内容が混在し、記録が明確になっていない。

指 導 内 容

感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練の開催は確認できましたが、実施内容の記録が不十分である箇所がありましたので、改善してください。

▶業務継続計画（感染症）と共通の指導内容

感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練と感染症の業務継続計画に係る研修並びに訓練を一体的に実施することも差し支えありませんが、一体的に実施していることがわかるように実施内容を記録してください。

講じるべき措置

▶感染症対策委員会（おおむね６月に１回以上、定期的に開催）

・テレビ電話装置等を活用して行うことができる
・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にする
・感染対策を担当する者を決めておく
・感染対策を担当する者は、利用者や事業所の状況を適切に把握している者で職務を遂行する上で支障がない場合は他の事業所・施設等との担当を兼務することは差し支えない
・他の会議体と一体的に設置・運営することや他のサービス事業者との連携等により行うことは差し支えない
・<u>従業者が１名である場合は、指針の整備をすることで委員会を開催しないことも差し支えない</u>

▶指針

指針に明記する項目は、平常時の対策及び発生時の対応を規定するものとし、「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）を参照し作成する。

▶研修及び訓練（年１回以上）

研修・訓練は、「感染症に係る業務継続計画」のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。

運営基準 ［虐待の防止］

事業所の状況［居宅・予防］

虐待の防止のための委員会を実施した記録はあるが、具体的な検討内容の記載がなかった。

指 導 内 容

虐待の防止のための委員会の実施内容の記録が不十分でしたので、改善してください。

▶研修についても、同様の指導内容がありました。

▶委員会で検討した結果は、従業員に周知徹底を図ってください。

虐待防止に係る措置

①虐待の防止のための対策を検討する委員会

[開催・運営]

・テレビ電話装置等を活用して行うことができる
・他の会議体と一体的に設置・運営することや他のサービス事業者との連携等により行うことは差し支えない
・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にすることが必要
・従業者が１名であっても、委員会の開催が必要

[検討する事項]

・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
・虐待の防止のための指針の整備に関すること。
・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること。
・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

②虐待の防止のための指針の整備

[明記する項目]

・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
・成年後見制度の利用支援に関する事項
・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
・その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

定期的（年１回以上）に実施するとともに、従業員の新規採用時には必ず実施し、実施内容についても記録する。

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任

担当者は、利用者や事業所の状況を適切に把握している者で職務を遂行する上で支障がない場合は他の事業所・施設等との担当を兼務することは差し支えない。

【参考】開催が必要な委員会、研修等

事業所で開催が必要な委員会、研修等の一覧です。
取得している加算等によっては、要件として下記以外の研修の実施が求められておりますので、詳細につきましては基準及び解釈通知をご確認ください。

	委員会	研修	訓練	計画	指針
業務継続計画	ー	年１回以上	年１回以上	必須 ※未策定の場合は減算	ー
感染症の予防及びまん延防止	６月に１回以上	年１回以上	年１回以上	ー	必須
虐待防止	定期的 ※未実施の場合は減算	年１回以上	ー	ー	必須 ※未整備の場合は減算

４　介護報酬の減算について

要件に該当する場合は減算となりますので、ご注意ください。

令和６年４月１日から新設された減算

高齢者虐待防止措置未実施減算［居宅・予防］（所定単位数の100分の1）	業務継続計画未策定減算［居宅・予防］（所定単位数の100分の1）	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント　［居宅］（所定単位数の100分の95を算定）
虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合（一つでも講じられてなければ減算） • 虐待防止委員会の定期開催 • 虐待防止指針の整備 • 虐待防止研修の定期実施（年1回以上） • 虐待防止担当者の設置	• 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合 • 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合	対象となる利用者 • 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 • 指定居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

運営基準減算　[居宅] 1/5

▶運営基準減算に該当している場合は、所定単位数の１００分の５０が減算となる

▶運営基準減算が２月以上継続している場合は、２月目からは所定単位数は算定できない

▶運営基準減算に該当している場合は、初回加算の算定ができない

運営基準減算 [居宅] 2/5

次のいずれかに該当する場合に減算されます。

①重要事項説明の同意

▶指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」について説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

➡重要事項説明書等に記載されている書面に必ず同意をもらってください

運営基準減算 [居宅] 3/5

②アセスメント、居宅サービス計画

▶居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、次に該当する場合、当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解除されるに至った月の前月まで減算する。

- 当該事業所の介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- 当該事業所の介護支援専門員がサービス担当者会議の開催等を行っていない場合
- 当該事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合

運営基準減算 [居宅] 4/5

③サービス担当者会議

▶当該事業所の居宅介護支援専門員が、サービス担当者会議を行っていない場合には、当該居宅サービス計画に係る月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

・居宅サービス計画を新規に作成した場合
・要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
・要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

運営基準減算 [居宅] 5/5

④モニタリング

▶居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）に当たって、次の項目に該当する場合には、特段の事情がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

①当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合

・１月に１回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法

・２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においてはテレビ電話装置等を活用して行う場合

② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が１月以上継続する場合

特定事業所集中減算［居宅］

▶正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている場合は、特定事業所集中減算として、1月につき２００単位を所定単位数から減算する。

※「判定期間と減算適用期間」・「判定方法」・「算定手続き」・「正当な理由の判断基準等」については、伊勢崎市ホームページをご参照下さい。
（伊勢崎市ホームページ＞ 医療・健康・福祉＞ 高齢者福祉・介護＞ 介護事業者＞ 特定事業所集中減算）

本資料をご確認いただき、ありがとうございました。
アンケートへの回答も、重ねてお願いいたします。